

廃棄物に関する意識調査票

[関係団体用]

○ 貴団体名と記入者についてご記入ください。

団体名	
記入者（部課・氏名）	
所在地	

問 1 貴団体では、構成員に対して、顧客への環境に配慮した製品やサービス等の提供を呼びかけていますか。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 製品の軽量化・コンパクト化による原料の削減 |
| 2 | 製品の手選別・分別処理の容易化 |
| 3 | 製品等への再生資材の使用 |
| 4 | 製品等の耐久性の向上、保守の容易化等による長期使用の促進 |
| 5 | 簡易包装・梱包材使用量削減の推進 |
| 6 | 使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換 |
| 7 | 製品等の省エネルギー化 |
| 8 | 製品等に使用するプラスチックの量や種類の削減や環境負荷の小さい素材への代替 |
| 9 | 製品等に使用する化学物質の代替化や削減、情報提供 |
| 10 | 中古品・リサイクル製品等の積極的な販売 |
| 11 | その他（具体的に |
| 12 | 特に実施していない |

問 2 環境負荷の少ない製品（グリーン購入法（※1）に対応した特定調達物品等）の購入について、貴団体では調達方針や目標値の設定をしていますか。（○は1つ）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 調達方針又は目標値の設定をしている |
| 2 | 調達方針又は目標値の設定はしていないが、グリーン購入は推進している |
| 3 | 特にグリーン購入は推進していない |

※1 グリーン購入法

国では、製品やサービスを購入する際に環境への負荷が出来るだけ少ないものを選ぶこと、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことを目的としてグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）を平成13年4月に施行しました。

問 3 貴団体における環境マネジメントシステム（※2）に対する取組について、該当するものを選択してください。（○は1つ）

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | すでに認証を取得している |
| | 取得したシステムの名称（ |
| 2 | 認証を取得する予定である |
| 3 | 認証を取得する予定はない |
| 4 | 認証は取得していないが、独自に環境マネジメントシステムを構築している |

※2 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といいます。国際規格の「ISO14001」や環境省が策定した「エコアクション21」などがあります。

問4 貴団体における環境報告書（※3）や環境会計（※4）に対する取組について、該当するものを選択してください。（①、②に○は1つつ）

① 環境報告書	② 環境会計	
		1 事業所で作成し、公表している
		2 事業所では作成していないが、本社（本店）等で作成している
		3 作成を予定している。
		4 知っているが、作成していない
		5 知らなかった

※3 環境報告書

事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

※4 環境会計

環境活動に対してどれだけの費用・資源を投入し、それによってどれだけの効果を生んだのかを測るための手法であり、環境会計で集計されたデータは、経営管理に利用されるだけでなく、企業の信頼性を高める目的で外部に公表するものです。

問5 設計・生産・利用・廃棄・再生産のあらゆる段階において、貴団体の業態に応じた循環性の高いビジネスモデルの構築、事業活動を行っていますか。（○は1つ）

1 行っている

（具体的に）

2 現在、検討中

（検討内容）

3 行っていない

（理由）

問6 現在、貴団体として産業廃棄物問題に対する組織的な取組を実施していますか。（当てはまるもの全てに○）

1 特に実施していない

2 適正な処理に関する指導、啓発活動

3 処理に関するトラブル等の相談窓口の設置

4 処理業者の紹介、斡旋

5 リサイクル業者の紹介、斡旋や販路拡大の指導

6 処理に関する勉強会や講習会の実施

7 処理体制の構築

8 処理施設の共同整備

9 その他（具体的に）

問7 現在、県内において産業廃棄物処理施設は十分整備されていると思いますか。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 十分に整備されている |
| 2 | 焼却施設等中間処理施設が不足している |
| 3 | リサイクル施設が不足している
(具体的な施設名) |
| 4 | 安定型最終処分場が不足している |
| 5 | 管理型最終処分場が不足している |
| 6 | 遮断型最終処分場が不足している |
| 7 | その他(具体的に) |

問8 現在、全国的な状況として、産業廃棄物の処理施設の立地が非常に困難な状況にあります。処理施設の立地を円滑にするための方策として、どのような対策が有効だと思いますか。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|----|--|
| 1 | 処理施設の運転や管理に関する情報の公開 |
| 2 | 施設への立入や見学の自由化 |
| 3 | 行政の監視や指導の強化 |
| 4 | 苦情や相談窓口を処理施設等に設けること |
| 5 | 「地域を活性化させる」ための処理施設の周辺整備事業
→具体的な内容() |
| 6 | 「快適な生活環境を創設する」ための処理施設の周辺整備事業
→具体的な内容() |
| 7 | 「地域住民との交流を広げる」ための処理施設の周辺整備事業
→具体的な内容() |
| 8 | 行政自らが処理施設の建設や管理・運営を行うこと |
| 9 | 行政と民間が共同して処理施設の建設や管理・運営を行うこと |
| 10 | 施設の立地や施設整備の際に、設置者、住民の間に行政が入って調整すること |

問9 貴団体の構成員が排出する事業系ごみ（事業所から排出される一般廃棄物）の排出抑制やリサイクル促進のため、今後取り組む必要があると思われるものを選択してください。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|---|--|
| 1 | できるだけ事業系ごみを出さないよう意識啓発（指導）する |
| 2 | 資源物として有償や無償で引き取られるものを分別して資源回収業者へ渡し、資源化するよう意識啓発（指導）する |
| 3 | 逆有償（お金を支払う）となっても、再使用・再生利用が可能なものを資源化するよう意識啓発（指導）する |
| 4 | 従業員の環境意識や環境教育を充実するよう意識啓発（指導）する |
| 5 | 現在のままで、特に何もする必要はない |
| 6 | その他(具体的に) |

問10 市町村が処理している事業系ごみの排出抑制やリサイクル促進のため、市町村では、どのような対策を講じる必要があると思いますか。（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|---|---|
| 1 | ごみ排出を抑制する施策の一層の強化が必要である |
| 2 | ごみの分別品目を増やし、分別に対する意識を一層高めることが必要である |
| 3 | リサイクル施設整備に取り組み、ごみの再使用・再生利用（マテリアルリサイクル）を重点的に推進して行くことが必要である |
| 4 | 焼却施設で焼却する際に出る熱の利用（サーマルリサイクル）に取り組むことが必要である |
| 5 | 現在のままで、特に何もする必要はない |
| 6 | わからない |
| 7 | その他（具体的に |

）

問11 行政が循環型社会形成のために取り組むべきこと（支援すべきこと）は、どのようなことですか。以下の項目の中で重要だと考えるものを選択してください。（○は3つ）

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 排出者責任の徹底を図るための、監視・指導体制の一層の強化 |
| 2 | 不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の一層の強化 |
| 3 | 処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開 |
| 4 | 県や市が関与する、公共の処理施設の整備促進 |
| 5 | 廃棄物の減量及びリサイクル技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充 |
| 6 | 排出事業者に対する適正処理・リサイクルに関する、講習会や研修会の拡充 |
| 7 | 住民に対する適正処理、循環型社会に関する啓発活動 |
| 8 | 廃棄物の減量・リサイクル推進の仕組みづくり |
| 9 | 効果的なごみ減量や分別排出を展開している企業などの事例紹介 |
| 10 | 市町村処理施設における産業廃棄物の受入 |
| 11 | 環境ビジネスの振興 |
| 12 | 優良な廃棄物処理業者の支援と育成 |
| 13 | その他（具体的に |

）

問12 その他、廃棄物行政に対する県への要望がありましたらご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。
本調査票は同封の封筒によりご返送ください。切手は不要です。